

令和8年5月20日

各位

徳之島町長 高岡 秀規

## 公募型プロポーザルに係る質疑回答書

徳之島町立学校給食センター建築基本・実施設計公募型プロポーザルに係る質疑について、下記のとおり回答します。

No.	質疑内容	回答
1	5. 応募資格要件 (7) 「一級建築士事務所として、国、都道府県、市区町村の発注による～」とありますが、施設の面積等の制限はないものと考えて良いでしょうか。	貴見のとおりです。
2	5. 応募資格要件 (8) ② 「平成23年4月1日から令和8年3月31日までに、一日あたり～」とありますが、納入実績は鹿児島県内に限るのでしょうか。 (厨房協力会社の実績は、鹿児島県内に有している営業所の実績とのことでよろしかったでしょうか。)	鹿児島県内に限りません。(鹿児島県内に営業所を有していることは必要ですが、例えば、県内の営業所に納入実績が無くても、県外の営業所等に納入した実績があれば本プロポーザルにおける納入実績とすることができます。)
3		
4		
5		
6		
7		
8		